その３

番号		傍受記録を作成した年月日	年　月　日	
通信の当事者に対する通知	傍受記録に記録されている通信の当事者	通知を発しなければならない期間	通知をした年月日	備考
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	

（注意）
1　番号欄には、その２の番号欄に対応する番号を記載すること。
2　通信の当事者が特定できないときは、備考欄に当該通信の記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項その他当該当事者の特定に資する事項を記載し、特定できた時点で、傍受記録に記録されている通信の当事者欄に特定できた年月日及び特定に係る事項を記載すること。
3　通信の当事者の所在が明らかでないときは、備考欄にその旨を記載し、明らかになった時点で、同欄に明らかになった年月日及び明らかになった旨を記載すること。
4　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第30条第２項ただし書（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により期間が延長されたときは、備考欄に延長された後の通知を発しなければならない期間を記載すること。

その２

裁判官への記録媒体（傍受の原記録）の提出	提出年月日時	年　月　日午　時		
	提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
	番号	提出した記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		
		年　月　日午　時　分から　年　月　日午　時　分まで		

その３

傍受実施状況書	第　回	提出者の官公職氏名			
		提出年月日	年　月　日		
		提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
	第　回	提出者の官公職氏名			
		提出年月日	年　月　日		
		提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
	第　回	提出者の官公職氏名			
		提出年月日	年　月　日		
		提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
他犯罪通信該当書	第　回	提出者の官公職氏名			
		提出年月日	年　月　日		
		提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
	第　回	提出者の官公職氏名			
		提出年月日	年　月　日		
		提出を受けた裁判官の氏名		受領印	

その２

裁判官への記録媒体（傍受の原記録）の提出	提出した記録媒体への記録の開始及び終了の年月日時分	年　月　日午　時　分から 年　月　日午　時　分まで		
	提出年月日時	年　月　日午　時		
	提出を受けた裁判官の氏名		受領印	
傍受記録を作成した年月日		年　月　日		

通信の当事者に対する通知	傍受記録に記録されている通信の当事者	通知を発しなければならない期間	通知をした年月日	備考
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	
		年　月　日まで	年　月　日	

（注意）
1　通信の当事者が特定できないときは、備考欄に当該通信の記録媒体中の記録箇所を特定するに足りる事項その他当該当事者の特定に資する事項を記載し、特定できた時点で、傍受記録に記録されている通信の当事者欄に特定できた年月日及び特定に係る事項を記載すること。
2　通信の当事者の所在が明らかでないときは、備考欄にその旨を記載し、明らかになった時点で、同欄に明らかになった年月日及び明らかになった旨を記載すること。
3　犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第23条第２項ただし書（同条第３項後段において準用する場合を含む。）の規定により期間が延長されたときは、備考欄に延長された後の通知を発しなければならない期間を記載すること。